

大東市農業委員会委員 募集要領

1 募集の内容

(1) 募集人数
20人以内

(2) 任期
令和8年7月20日から令和11年7月19日

(3) 身分
大東市の特別職の非常勤職員

(4) 報酬
月額 24,000円
(会長は、月額30,000円)

*大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給。

2 主な業務内容

- ①農業委員会定例総会（毎月1回平日昼間に1時間程度開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議・決定、これらに関連する現地調査
 - ②農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）
 - ③農地パトロールの実施
- *補足：秘密保持について
農業委員は多くの個人情報を取り扱うことから、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務が課されています。なお、当該義務は、農業委員の職を退いた後も負うことになります。（農業委員会等に関する法律第14条）

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次の事項のいずれかに該当する者は除く。

①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者。

④市内に住所を有しない者（ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。）。

⑤大東市の常勤の職員。

⑥法令等により農業委員と兼職できない者。

（農地利用最適化推進委員、衆議院議員および参議院議員、固定資産評価員および固定資産評価審査委員会委員、大東市の公平委員会の委員、教育委員）

4 推薦及び応募の方法

所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により産業経済室まで提出してください。なお、被推薦者、応募者が市外在住の場合は、本籍記載の住民票（発行後3か月以内のもの）を添えて提出してください。

*推薦及び応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

①農業者個人が推薦する場合（市内に居住する農業者3人以上による連名）

農業委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）

②団体等が推薦する場合

農業委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）

③自ら応募する場合

農業委員応募申込書（様式第3号）

(2) 様式の入手方法

大東市産業経済室の窓口に備えるほか、大東市ホームページからもダウンロードが可能です。

(3) 受付期間

令和8年2月3日（火）から3月2日（月）まで（市役所閉庁日を除く）

受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで

受付場所：産業経済室（大東市役所 東別館2階）

郵送による場合：3月2日（月）【消印有効】

5 推薦及び応募状況の公表

推薦及び応募の受付期間の中間及び期間終了後に、大東市ホームページで推薦及び応募の状況を公表します。

公表対象は、住所、電話番号、生年月日を除いた推薦書及び応募申込書に記入された事項です。

6 選考方法等

大東市農業委員会の委員選定委員会を開催し、提出された書類を基に選定いたします。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

結果は、令和8年7月上旬に応募者全員に通知するとともに、大東市ホームページ等で公表します。（農業委員の任命には、大東市議会の同意が必要となります。）

7 書類提出および問合せ先

〒574-8555

大東市谷川一丁目1番1号

大東市役所 産業・文化部 産業経済室 産業振興グループ（農政担当） 宛

電話 072-870-9620（直通）